**江府町未来計画（後期計画）案に対する**

**パブリックコメント意見書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和3年　　月　　日提出

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 意見が提出できる該当区分  （該当する数字を○で囲んで下さい） | １．町内に住所を有する方  ２．町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体  ３．町内に存する事務所又は事業所に勤務する方  ４．町内の学校に在学する方  ５．１から４までに掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方 |

※頂戴しましたご意見と回答は、ホームページで公表させていただきます。

※氏名・住所・電話番号・メールアドレスは公表いたしません。

|  |
| --- |
| 【ご意見及びその理由】　該当ページ |
| （ⅰ）【P.58】住宅対策の推進【現状と課題】  ①2～3行目「紹介できる物件が不足しており…、対応がほとんどでいていないのが現状」とあるが、これは前期に本計画を策定した当時の文言のままと見受けられる。「空き家情報バンク」については、この5年間で着実に登録物件数が増えており、移住者希望者渡欧へ紹介、入居につながっている。（R3・3末時点：賃貸15件、売買・譲渡12件）  《住民課》  A.前提として未来計画は10か年の計画となり、課題について解決できているとは認識しておりません。「空き家情報バンク」の登録件数は増えていますが、増え続ける空き家への対策は、依然として大きな課題です。  ②４行目「町内には100件の空家があり…」とあるが、これも前期に本計画を策定した当時の文言のままと見受けられる。令和2年度にNPO法人こうふのたよりが全集落対象「空き家現地調査」を実施し、「240件」が空き家になっていることを町に報告している。  《住民課》  A.「100件以上」の部分を「200件以上」として、計画に反映します。  （ⅱ）【P.58】【施策の内容】空き家の利活用  ①人口推移と同様に「5年後、10年後、20年後…」と、どれくらい空き家が増加していくか、集落毎に検証して、公表すべきではないか。  《住民課》  A.すぐに検証データを記載するのは困難なため、過去のデータと人口推移を基に検証を行う方向で進めます。  ②「貸出に前向きになるような方策を講じます」とあるが、まずは空き家を出さないように「抑制」するための方策や仕組みが必要ではないか。  《住民課》  A.事業を詳細に実施していく際の参考とします。  （ⅲ）【P.59】【主要事業】  ①「空き家・空き地情報バンク」  「空き家情報バンク」については設置要綱があるが、「空き土地情報バンク」については設置要綱を整備する予定はあるのか？  《住民課》  A.空き土地についても移住に対する需要があると考えており、事業展開を検討します。  ②「空き家活用事業」  「空き家情報バンク」を移住希望者へ紹介した際に、契約等に至らない最大の理由は「処分すべき生活用品」の多さである。例えば「空き家情報バンク」に登録する前に、衣類や布団等の生活用品を処分するような補助金を所有者に対して一部補助する仕組みなどを一考願いたい。これが先に示した（ⅱ）②「空き家発生の抑制」につながっていく方策のひとつになると思われる。  《住民課》  A. 事業を詳細に実施していく際の参考とします。  （ⅳ）【P.60】移住定住の促進【施策の内容】  ①「結婚支援及び出会いの機会の創出」  第1に「結婚支援及び出会いの機会の創出」が移住定住の促進に含まれているのが、非常に疑問である。少子高齢化の課題ではないか？  《住民課》  A.少子高齢化と移住定住対策にまたがるものであると認識しています。  ②SNSやマッチングアプリが主流になっている昨今、「婚活イベント」を開催してもなかなか集わないのが実情かと思われる。また、このような小さな町ではプライバシーがなかなか保てないのも問題であると思われる。やはり結婚支援は「餅屋は餅屋」でプロにお願いするのが一番ではないでしょうか。鳥取県が運営している「エントリー（とっとり出会いサポートセンター）」があるので、例えば登録料や参加費等を一部補助する仕組みなどを一考願いたい。  《住民課》  A. 事業を詳細に実施していく際の参考とします。  （ⅴ）【P.61】【移住定住者の状況】  ①この数値は何を根拠に算出されているのか？令和2年度は地域おこし協力隊が2名移住されたはずだが、カウントはされないのか？  《住民課》  A.空き家バンク事業の数値を基としていますが、地域おこし協力隊については移住者としてカウントすることが妥当なため、「3名」として計画に反映します。  （ⅵ）【P.61】【協働の取り組み】  ①「事業者の取り組み」  「商工会建築部や司法書士等による適切なアドバイス、改築等を行う」とあるが、前期でどのような事案に関われたのかを知りたい。  《住民課》  A.関連機関等と連携し、柔軟な形で建設業者や司法書士等と相談できるようにしています。  （ⅶ）【P.62】【主要事業】  ①「お試し住宅運営事業」  令和2年8月に「お試し住宅」が開設されたが、「シェアハウスやゲストハウス等のお試し住宅を整備し…」とあるが、今後、町としてシェアハウスやゲストハウス等を整備する予定があるのか伺いたい。  《住民課》  A.コロナ渦の中で現時点ではシェアハウスやゲストハウスの形態でのお試し住宅を整備する予定はありませんが、時期を見て実現可能かどうか検討していきます。 |